

新旧対照表

○木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

新	旧
<p>○木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則 平成20年3月25日 教育委員会規則第6号</p> <p>(特別利用の申請)</p> <p>第9条 特別利用をしようとする者は、特別利用をしようとする日の14日前までに特別利用許可申請書(別記第6号様式)により申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、特別利用許可決定通知書(別記第7号様式)により、不許可とする場合は、特別利用不許可決定通知書(別記第8号様式)により、特別利用しようとする日の7日前までに当該申請をした者に対し通知するものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、教育委員会があらかじめ特別利用を許可した場合は、当該申請書による申請又は当該決定通知書による通知を省略することができる。</u></p>	<p>○木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則 平成20年3月25日 教育委員会規則第6号</p> <p>(特別利用の申請)</p> <p>第9条 特別利用をしようとする者は、特別利用をしようとする日の14日前までに特別利用許可申請書(別記第6号様式)により申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、特別利用許可決定通知書(別記第7号様式)により、不許可とする場合は、特別利用不許可決定通知書(別記第8号様式)により、特別利用しようとする日の7日前までに当該申請をした者に対し通知するものとする。</p> <p>3 <u>特別利用の許可を受けた者は、特別利用をしようとする日までに特別利用料を納付しなければならない。</u></p>
<p>(特別利用申請の取下げ)</p> <p>第10条 特別利用の許可(教育委員会があらかじめ特別利用を許可した場合は除く。)を受けた者は、当該許可の全部又は一部を取り下げようとするときは、<u>特別利用許可取下げ届</u>(別記第9号様式)により、特別利用をしようとする日の7日前までに<u>届け出</u>なければならない。</p>	<p>(特別利用申請の取下げ)</p> <p>第10条 特別利用の許可を受けた者は、当該許可の全部又は一部を取り下げようとするときは、<u>特別利用許可取下げ申請書</u>(別記第9号様式)により、特別利用をしようとする日の7日前までに<u>申請</u>しなければならない。</p>
<p>(複写物提供の申請)</p> <p>第12条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、提供を受けようとする日の14日前までに複写物提供許可申請書(別記第10号様式)により申請しなければならない。</p>	<p>2 <u>教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、特別利用許可取下げ許可決定通知書(別記第10号様式)により、不許可とする場合は、特別利用許可取下げ不許可決定通知書(別記第11号様式)により、特別利用しようとする日までに通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を受けた者は、特別利用しようとする日までに当該許可により決定する特別利用料を納付しなければならない。この場合において、納付すべき特別利用料の額が、既納の特別利用料の額に満たないときは、その差額を還付するものとする。</u></p>
<p>(複写物提供の申請)</p> <p>第12条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、提供を受けようとする日の14日前までに複写物提供許可申請書(別記第10号様式)により申請しなければならない。</p>	<p>(複写物提供の申請)</p> <p>第12条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、提供を受けようとする日の14日前までに複写物提供許可申請書(別記第12号様式)により申請しなければならない。</p>

2 教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、複写物提供許可決定通知書（別記第11号様式）により、不許可とする場合は、複写物提供不許可決定通知書（別記第12号様式）により、提供を受けようとする日の7日前までに当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 略
（講習会等の受付）

第14条 受講者は、講習会等受講申込書（別記第13号様式）により申請しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

2 受講者が当該講習等を受講できなくなった場合は、講習会を開催する7日前までに講習会等辞退申出書（別記第14号様式）を提出しなければならない。この場合にあっては、既納の受講料は還付するものとする。
（施設使用の手続き）

第15条 旧安西家住宅を使用しようとする者は、使用しようとする日の14日前までに施設使用許可申請書（別記第15号様式）により申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請に対し許可とする場合は、施設使用許可決定通知書（別記第16号様式）により、不許可とする場合は、施設使用不許可決定通知書（別記第17号様式）により、使用しようとする日の7日前までに当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 略

4 教育委員会は、条例第10条第5項の規定により許可の取消し又は施設使用の制限若しくは停止をするときは、施設使用許可制限等通知書（別記第18号様式）により使用の許可を受けた者に対し通知するものとする。

5 略
（施設使用の取下げ）

第16条 旧安西家住宅の使用の許可を受けた者が、当該許可の全部又は一部を取り下げようとするときは、施設使用許可取下げ申請書（別記第19号様式）により施設使用しようとする日の7日前までに申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、施設使用許可取下げ許可決定通知書（別記第20号様式）により、不許可とする場合は、施設使用許可取下げ不許可決定通知書（別記第21号様式）により、旧安西家住宅を使用しようとする日までに当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 略

2 教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、複写物提供許可決定通知書（別記第13号様式）により、不許可とする場合は、複写物提供不許可決定通知書（別記第14号様式）により、提供を受けようとする日の7日前までに当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 略
（講習会等の受付）

第14条 受講者は、講習会等受講申込書（別記第15号様式）により申請しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

2 受講者が当該講習等を受講できなくなった場合は、講習会を開催する7日前までに講習会等辞退申出書（別記第16号様式）を提出しなければならない。この場合にあっては、既納の受講料は還付するものとする。
（施設使用の手続き）

第15条 旧安西家住宅を使用しようとする者は、使用しようとする日の14日前までに施設使用許可申請書（別記第17号様式）により申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請に対し許可とする場合は、施設使用許可決定通知書（別記第18号様式）により、不許可とする場合は、施設使用不許可決定通知書（別記第19号様式）により、使用しようとする日の7日前までに当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 略

4 教育委員会は、条例第10条第5項の規定により許可の取消し又は施設使用の制限若しくは停止をするときは、施設使用許可制限等通知書（別記第20号様式）により使用の許可を受けた者に対し通知するものとする。

5 略
（施設使用の取下げ）

第16条 旧安西家住宅の使用の許可を受けた者が、当該許可の全部又は一部を取り下げようとするときは、施設使用許可取下げ申請書（別記第21号様式）により施設使用しようとする日の7日前までに申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対し許可する場合は、施設使用許可取下げ許可決定通知書（別記第22号様式）により、不許可とする場合は、施設使用許可取下げ不許可決定通知書（別記第23号様式）により、旧安西家住宅を使用しようとする日までに当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 略

(学校等との連携)

第17条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の児童生徒が団体で観覧しようとする場合は、当該学校の長(以下「校長等」という。)は、教育委員会に対し観覧申出書(別記様式第22号)により観覧しようとする日の14日前まで申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の申し出に対し承認する場合にあつては観覧承認決定通知書(別記第23号様式)により、不承認とする場合にあつては観覧不承認決定通知書(別記第24号様式)により、観覧をしようとする日の7日前までに校長等に対し回答することとする。

3 第1項の場合で、観覧時に博物館資料に対する博物館職員の説明等の要望事項があるときは、校長等は、観覧時要望事項申出書(別記第25号様式)により、予め教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の申し出に対し、観覧時要望事項回答書(別記第26号様式)により回答するものとする。

5～8 略

(博物館資料の寄附)

第20条 略

(資料の寄託)

第21条 略

2 略

3 寄託を申し入れる者は、寄託申込書(別記第27号様式)により申し入れるものとする。

4 市は、第1項の規定により寄託を受けると決定した場合は、受寄承諾書(別記第28号様式)により、寄託を受けないと決定した場合は、受寄辞退書(別記第29号様式)により、回答するものとする。

5 市は、寄託を受けると決定した資料を博物館の本館において、寄託者の立会いのもと当該資料の状況を確認し、受納時確認書(別記第30号様式)に寄託者の署名を受け、受納するものとする。

6 市は、寄託された資料(以下「寄託資料」という。)を返還する場合は、博物館の本館において、寄託者の立会いのもと当該資料の状況を確認し、返

(学校等との連携)

第17条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の児童生徒が団体で観覧しようとする場合は、当該学校の長(以下「校長等」という。)は、教育委員会に対し観覧申出書(別記様式第24号)により観覧しようとする日の14日前まで申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の申し出に対し承認する場合にあつては観覧承認決定通知書(別記第25号様式)により、不承認とする場合にあつては観覧不承認決定通知書(別記第26号様式)により、観覧をしようとする日の7日前までに校長等に対し回答することとする。

3 第1項の場合で、観覧時に博物館資料に対する博物館職員の説明等の要望事項があるときは、校長等は、観覧時要望事項申出書(別記第27号様式)により、予め教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の申し出に対し、観覧時要望事項回答書(別記第28号様式)により回答するものとする。

5～8 略

(特別利用料の減免)

第20条 条例第12条の規定により特別利用の減免を受けようとする者は、特別利用許可申請書に次に掲げる書類の写しを添付して申請しなければならない。

(博物館資料の寄附)

第21条 略

(資料の寄託)

第22条 略

2 略

3 寄託を申し入れる者は、寄託申込書(別記第29号様式)により申し入れるものとする。

4 市は、第1項の規定により寄託を受けると決定した場合は、受寄承諾書(別記第30号様式)により、寄託を受けないと決定した場合は、受寄辞退書(別記第31号様式)により、回答するものとする。

5 市は、寄託を受けると決定した資料を博物館の本館において、寄託者の立会いのもと当該資料の状況を確認し、受納時確認書(別記第32号様式)に寄託者の署名を受け、受納するものとする。

6 市は、寄託された資料(以下「寄託資料」という。)を返還する場合は、博物館の本館において、寄託者の立会いのもと当該資料の状況を確認し、返

還時確認書（別記第31号様式）に寄託者の署名を受け、返還するものとする。
7～9 略
（委任）
第22条 略

還時確認書（別記第33号様式）に寄託者の署名を受け、返還するものとする。
7～9 略
（委任）
第23条 略